

## 国民年金保険料 学生納付特例制度について

学生納付特例制度とは、所得がない学生が、将来、年金を受け取ることができなくなったり、不慮の事故で障害が残った場合に障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

### ◆申請手続き

役場町民課住民年金係、忠類総合支所住民課、札内支所または最寄りの年金事務所窓口で手続きしてください。

《手続きに必要なもの》

- ①年金手帳
- ②学生証(コピー可)または在学証明書(原本)
- ③印鑑(本人が申請書を記入する場合に不要)

※所得額が基準額以下の学生である場合に特例を受けられますので、年金事務所まで問い合わせください。

※一部の学校は、学生納付特例制度の該当とならないことがあります。

### ◆引き続き制度を申請する場合

これまで学生納付特例制度を希望する場合は、毎年、申請が

必要でしたが、平成21年度に特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成22年度も同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書(はがき)に必要事項を記入の上、返送することで、平成22年度(平成22年4月～平成23年3月)の申請手続きが済むこととなります。

※初めて学生納付特例を申請する方、平成21年度の学生納付特例の承認になっていない方、在学する学校等に変更のある方は、在学期間の確認が必要のため、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書(はがき)による申請はできません。

### 学生納付特例期間の年金

		学生納付特例の手続きをすると	手続きをせずに未納のままだと
障害基礎年金 遺族基礎年金	受給資格期間に	○ 算入されます	× 算入されません
		○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	年金額に	× 計算されません	× 計算されません

○障害基礎年金と遺族年金を受給するためには、一定の受給要件があります。

○学生納付特例制度特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納めること(追納)ができます。(ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。)

○保険料の追納は、申込書の提出が必要となります。

詳しくは、最寄りの年金事務所まで問い合わせください。

◆問い合わせ先 帯広年金事務所  
国民年金課 (☎0155-2518113)

